

第4回オープンデータ官民ラウンドテーブル
議事録

1. 日時

令和元年9月17日（火）10:30 ～ 11:45

2. 場所

中央合同庁舎第4館 2階 共用220会議室

3. 議事

(1) 開会

(2) 第4回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について

(3) 「生活保護データ」に関するディスカッション

・データ公開希望者からのプレゼンテーション

・関係省庁からの回答及び意見交換

(4) 「公的介護保険データ」に関するディスカッション

・データ公開希望者からのプレゼンテーション

・関係省庁からの回答及び意見交換

(5) 閉会

4. 資料

【資料1】第4回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について

【資料2】生活保護データの公開希望に関するプレゼン資料

【資料3】公的介護保険データの公開希望に関するプレゼン資料

【資料4】厚生労働省説明資料（公的介護保険データ関係）

5. 出席者

【オープンデータワーキンググループ構成員】

武蔵大学社会学部教授

庄司 昌彦様（モデレーター）

筑波大学システム情報系教授

川島 宏一様

株式会社日立コンサルティング

社会イノベーション&イキュベーション本部 ティルクター

小池 博様

株式会社三菱総合研究所

社会ICTソリューション本部 主席研究員

村上 文洋様

【EBPM有識者】

東京大学大学院医学系研究科教授 橋本 英樹様

【データの公開・活用希望者】

東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 林 正義様
東京経済大学経営学部教授 小暮 厚之様

【関係府省庁】

厚生労働省 社会・援護局保護課 梶野課長
厚生労働省 社会・援護局保護課 猪狩課長補佐
厚生労働省 老健局老人保健課 北原室長
厚生労働省 老健局老人保健課 田邊地域情報分析支援専門官
総務省 統計局統計情報利用推進課
統計編集担当 相良課長補佐
総務省 政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官室 梅津主査

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 二宮副政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 田邊参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 中田企画官
内閣官房行政改革推進本部事務局 高角参事官
内閣官房行政改革推進本部事務局 折田企画官

○田邊参事官 では皆様、時間となりましたので、ただいまから第4回「オープンデータ官民ラウンドテーブル」を開催いたします。

本会議の事務局を務めております、内閣官房IT総合戦略室の田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のラウンドテーブルは、当IT室と内閣官房行政改革推進本部事務局との共同開催で実施いたしております。

本日は、オープンデータワーキンググループの有識者として、川島様、小池様、村上様に、EBPMの有識者として橋本様に御出席いただいております。加えて、オブザーバーとして、総務省から統計局及び政策統括官統計基準担当の方にも御出席いただいております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日のモデレーターにつきましては、これまでのラウンドテーブルに引き続きまして、オープンデータワーキンググループ構成員の庄司様に御依頼しております。以下の議事進行については、庄司様にお願いいたします。

では、庄司先生、よろしくお願いいたします。

○庄司氏（モデレーター） 庄司です。おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

ラウンドテーブルは久しぶりの開催ということで、活発な御議論をお願いしたいと思います。

議事に入る前に、二宮副政府CIOより一言頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○二宮副政府CIO おはようございます。副政府CIOの二宮でございます。

本日はお忙しい中、皆様にお集まりいただきまして、御礼申し上げます。

政府では、本年6月に策定されましたIT新戦略に基づきまして、行政が保有するデータの公開とその利活用を積極的に推進しているところでございます。

オープンデータ官民ラウンドテーブルにつきましては、昨年1月に第1回を開催いたしまして、これまで計3回開催してございます。各回ともに民間事業者の方々、研究者の方々などから、データの公開と利活用につきまして大変貴重な御要望をいただきまして、有識者の方々の御助言もいただきながら、建設的な議論を行ってまいったところでございます。

本日は、電子行政分野をテーマといたしまして、生活保護と公的介護保険の統計等データに関する御要望につきまして御議論いただければと存じます。

データの公開と利活用によりまして、国民の生活がより安全で豊かなものになりますよう、今回も御参加いただいている方々の活発な御議論、前向きな御議論をぜひよろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございました。

　　プレス撮影はここまでとさせていただきます。お願いいたします。

　　それでは、議事を進めてまいります。

　　まず、事務局より資料1の説明をお願いいたします。

○田邊参事官　事務局でございます。

　　資料1「第4回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について」ということで、そもそもこのラウンドテーブルはどういったものかということをお説明していきます。

　　次のページでございます。そもそもオープンデータ官民ラウンドテーブルの目的でございますけれども、データの公開を要望する方々とデータを保有する各省庁の方々が直接対話する場を設けることによって、よりニーズにマッチしたオープンデータをやっていこうというものでございます。

　　開催状況はここに書いてあるとおりでございます。本日が第4回でございます。

　　次のページが、全体の位置づけでございます。右下に書いてございますオープンデータワーキンググループのほうに、こちらの官民ラウンドテーブルの結果を報告するという立て付けになってございます。

　　そして、本日でございますけれども、冒頭も申し上げましたが、EBPM推進委員会による統計データ等の提供に関する要望、こちらの取り組みと連携をいたしまして、IT室と行革推進本部事務局の共催で開催いたしておるものでございます。

　　本日の議論の進め方でございます。まず冒頭、データの公開、活用を希望する方からのプレゼンをいただきまして、それに対しましてデータ保有省庁から回答をいただきます。その後、質疑応答、意見交換ということでございまして、活発な御議論をお願いできればと思っております。

　　本日取り上げる対象でございますけれども、統計データということで2つでございます。1つ目が生活保護データということで、こちらは東京大学大学院の林先生からの御要望でございます。また、2つ目は公的介護保険データということで、東京経済大学の小暮先生からの御要望となっております。

　　以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございました。

　　それでは、これからラウンドテーブルを進めてまいります。

　　先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、今回のラウンドテーブルは電子行政分野、特に統計等のデータにかかわる2つの公開要望についてディスカッションを進めていきます。

　　本日の流れですが、まず、データ公開を希望する方よりプレゼンテーションを行っていただきまして、その後、関係省庁からその要望に対する回答を行いまして、その後、有識

者の方も交えてディスカッションを行います。

それでは、1つ目の公開要望であります生活保護データについて、東京大学大学院の林先生より資料2の御説明をお願いいたします。

○林氏 東京大学の林と申します。

今回はこのような貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

特に、厚生労働省の方には貴重な時間を割いていただき、どうもありがとうございます。

私の要望はここに書いてあるとおりなのですが、基本的に言えば生活保護に関する自治体別のデータをe-Statを通じて使えるようにしていただきたい。今、一部の自治体に関しては使えるようにはなっているのですが、全自治体という意味でございませぬ。

初めは、行政から提供されている生活保護に関するデータでございませぬが、要するに、データとしては福祉事務所もしくは市町村レベルと被保護者レベルのデータでございませぬ。お時間も無いことなので一々読み上げませぬが、ここで要望しているのは、生活保護の世帯単位ではなくて自治体単位の集計データということだ。もちろん、世帯単位の個票データだとちゃんとした二次的利用申請を経て審査を受けなければいけなぬと思うのですが、本来だと公的データと考えていいような集計データについて自由に利用できるようにしていただけないかということだ。

まず、ニーズを説明せよとのことですが、基本的に研究者なので「研究に使います」で済むかと思いますが、私以外でも、限られたデータではあるのですが、少なからず生活保護の自治体単位の集計データを使った研究がございませぬので、紹介させていただきます。それらは大きく分けると、保護率の差がどういう要因によって生まれるかという決定要因にかかわる研究と、生活保護を含む社会保障制度が与える効果に関する研究になるのかなと思ひませぬ。

ちょっとスクリーンでは字が小さくなっていますが、ここにそのような先行研究を写しておひませぬ。赤で写しているのがどのレベルのデータが利用されているかを示してひませぬ。初めの(1)が保護率の地域格差や決定要因に関する研究で、こう見ていくと、現在は公にすぐ手に入るデータしか使われてひませぬので、都道府県別の集計データや、政令指定都市もしくは中核市に絞ったデータしか用いられてひませぬということになります。

もう一つは生活保護からの影響に関する研究だ。例えば自殺率への影響とか健康への影響を検証した論文があるのですが、これは一つの特定の県の中の市町村別データ、もしくは全国の政令指定都市データを利用してひませぬ。この健康への影響は、集計レベルは都道府県別データとなつてひませぬ。特定の県内の市町村を扱った研究では、恐らくその都道府県からデータが供給されていると考えられます。研究者自身に確認したわけではひませぬが、常識的に考えてそういうことかなと理解してひませぬ。

では、どこが問題なのかということだですが、これは今まで申し上げたことの繰り返しになるのですが、まず、制度的に生活保護の実施単位というのは、①市もしくは、②

数的にはそれほど多くないのですけれども、福祉事務所を持つ町です。もしくは、①、②以外の地域では③都道府県の福祉事務所が実施しています。

今まで見た研究では、この①～③を全て考慮した分析にはなっていません。全国をカバーするには都道府県別に集計されたデータを利用するしかありません。実施レベルを自治体レベルに落としたとしても、政令指定都市、中核市に限られる。もしくは、特定の都道府県からいただいたであろうデータを使った特定の都道府県内の自治体を対象とした研究になっています。

では、今は具体的にどういうふうなデータの提供状況になっているかということ、全部の実施単位別のデータは簡単に入手できず、実は現在もお願いしているところですが、福祉事務所データは二次利用申請をしなければ入手できません。しかも、特に福祉事務所単位のデータは、平成23年以前は、今、出ていらっしやる社会・援護局保護課さんが担当されていない、現在とは異なった調査でとられていたため、そちらは審査解析室のほうに2トラックで申請しなければいけない状況になっております。

ちょっともとに戻りますけれども、では、すぐ手に入るものは何かということ、e-Statを通じた都道府県別と政令指定都市別と中核市別のデータです。平成24年以降は被保護者調査、それより前は福祉行政報告例（生活保護）から手に入ることができます。e-Statはこういうふうに提供されているかということ、これはあくまでもイメージですけれども、この被保護者調査の画面のようにアップロードされ、これらのデータがクリックすることによってダウンロードできます。

もう一つのルートは、各都道府県が毎年発行している「県勢要覧」です。ただ、その場合、市町村別データを提供してない都道府県もあるため、全国全自治体に関するデータを手に入れることはできません。ここ数年のデータは、ちゃんとした都道府県ならちゃんとウェブサイトにも県勢要覧のデータがそのままアップされていますが、全部の都道府県が提供しているとしても、47都道府県全部回覧する必要があるということです。

もう一つの都道府県データの欠点は、e-Statにあるような被保護者調査もしくは福祉行政報告例のデータ項目のように詳しいデータは存在せず、保護世帯数などの一部のデータしか上げられていないということです。かつ、当然都道府県によって掲載されているデータ項目も違っております。

最後に、私の体験談を紹介して、どれぐらい不都合があったかということをお共有していただければと思います。

これは私が今年出版いたしました論文ですが、この論文では1985年と89年における生活保護に関する国庫負担金の変化が実際の保護率もしくは保護世帯数にどのような影響を与えたかを推定する研究を行いました。

この場合、1980年代から90年代初めまでの市単位の生活保護世帯数が必要となりました。

この論文自体の出版は最近なのですが、その為の推定を始めたのはかなり昔でした。現在であるとe-Statから先ほど申し上げた福祉行政報告例と被保護者調査の公開データを入

手できますが、当時はe-Statは存在していませんでした。ただ、これも繰り返しになりますが、当時入手できたとしても、都道府県、政令指定都市、中核市のデータしか入手できないことは変わりません。

そこで目をつけたのは社会人口統計体系、つまり、SSDSです。SSDSで整備されているデータは現在ではe-Stat内の「都道府県、市区町村の姿」として利用可能となっています。SSDSにはこの表にあるような生活保護に関するデータが整備されています。この表自体は総務省によるSSDS内のデータを解説している資料をそのまま利用しているものなのですが、ここからは各市町村に関して少なくとも生活保護被保護者数や世帯が整備されていると読み取ることができます。これらは生活保護に関する最低限必要なデータですが、SSDS 2008年以降もしくは2010年以降、これらのデータは追加しておらず、現在のe-Stat上のSSDSからは、これらのデータは全く利用できない状況になっています。

では、現在のe-StatからダウンロードできないSSDSの過去分のデータはどうするかというと、公益財団法人統計情報研究開発センターから購入するしか手段はありません。私が実際に購入したのは2007年か2006年だったと思うのですが、全部そろえると31万円もかかってしまいました。なぜ31万円もかかるのかよくわからないところですが、実際にデータを購入して利用しようと思っていた生活保護データを確認してみると、驚いたことに欠損値が多数存在していました。例えば1984年に関しては、ここに書いてある17の都道府県の市町村データが全て欠損しているという状況でした。初めから、そのようにデータが欠損しているという注意書きがあれば31万円も科研費から支出はしなかったのですが、これら欠損のため結局は利用することができないまま、国費を無駄にすることになりました。

この研究は当時から長い間いろいろと試行錯誤してきたのですが、結局、各都道府県によって毎年発行される県勢要覧に掲載されているデータを利用しようということになりました。これらのデータは80年代からのデータなので電子化もされておられませんので、実際に15年分ぐらいの県勢要覧から当該データの箇所をハードコピーして、さらに、そのコピーされた図表から必要とされるデータをパソコンに入力する作業が必要になります。本来なら複数の図書館を行ったり来たりしてコピー作業をする必要がありますが、幸い当方の大学の図書館には全都道府県の県勢要覧がそろっていたのでコピーだけは1カ所で済みましたが、47都道府県の要覧を全てチェックし、15年分のデータをコピーすることになりますから、コピーにあたっての試行錯誤や実際のコンピュータの入力まで含めると丸1週間はかかりました。ただ、先ほど申し上げたように、県勢要覧では市町村別にデータを載せていない都道府県もあります。この研究で利用した都道府県でいうと静岡県が、その県勢要覧では都道府県別データを掲載していません。したがって、ここでは静岡県に直接連絡してデータ提供を依頼して、市町村単位のデータを頂きました。その際には特別な手続もなく、電子メールによるお願いだけで頂くことが可能でした。

県勢要覧を利用することのもう一つの問題は、データのタイミングが異なるということ

です。基本的に生活保護データや福祉事務所データというのは月末データとして記録されていますが、都道府県によっては12カ月分の平均、年度末、つまり3月末のデータ、または10月末のデータなど、都道府県によってデータ時期が同一になっていません。ただ、私の研究では、この点はそのまま甘受しながらデータ分析を行いました。

ここまでの話から大体は理解して頂けると思いますが、今回のお願いは、現行の被保護者調査の月別調査からのデータ、要するに、福祉事務所単位で集められている生活保護データに関して少なくとも市町村単位で御提供いただけないかということです。以前の福祉事務所データは福祉行政報告例で集められていましたので、管轄は社会・援護局さんとは違うこととなります。ここで市町村単位と言っていますが、町村で福祉事務所がないところは当然データがありませんが、少なくとも地方公共団体単位でデータを、特にe-Statで公開していただければ非常にありがたいと思っております。

ここからは若干テクニカルになりますが、ここで市町村単位と言っても、データをよく見ると福祉事務所符号で記録されています。また政令指定都市と中核市以外の通常市に関しては、一応県内の通番はついているのですが、市町村コードとは別のコードで記録されています。したがって、外野からみると市町村単位で集計する場合、若干の問題が起こるのかもしれませんが、また、1つの市町村で複数の福祉事務所を持っているところも複数存在します。したがって、市町村単位で集計することが面倒であるならば、元の福祉事務所別でデータで公開されても構わないと思っております。

現在、私自身、福祉事務所別のデータを二次的利用申請でお願いしている途中です。したがって、福祉事務所別データは、建前上、公開してはいけないデータになっていると思います。ただ、ネットで検索してみると、厚労省さん自体も全国の福祉事務所単位のデータがダウンロードできるようにウェブサイト上で公開されています。この資料当該ウェブページのリンクをつけています。そのデータは特定の年の特定の月末の数字ではありますが、ここからは全国全福祉事務所のデータが一度に見られるのです。したがって、このように本来公開しても構わないデータであるのならば、長い時間と手間暇がかかる二次的利用申請の手続を経ずに公開をお願いできないのかというのが、ここでのお願いになります。

最後に、月別調査の調査票に市町村コードがないということも問題かなと思います。被保護者調査の個別調査の調査票には市町村番号という項目がありますので、これも月別調査のほうにも載せられたら、今後市町村単位で集計する際にすんなり行くのかなと思います。

以上でございます。時間が予定より超過しまして申し訳ございません。

○庄司氏（モデレーター） ありがとうございます。

それでは、厚生労働省よりただいまの公開要望に対する回答をしていただきまして、ディスカッションを行いたいと思います。

では、厚生労働省様、5分程度でお願いいたします。

○梶野課長 厚生労働省社会・援護局保護課長の梶野と申します。よろしく申し上げます。

林先生におかれては、著書『生活保護の経済分析』をはじめ、日ごろより当該分野を研究くださり、大変お世話になっているところでございまして、御礼を申し上げます。

今回、e-Statを通じた生活保護に関する自治体別データ提供という御要望でございすけれども、次に述べる理由により、御要望に直接そのまま対応させていただくことは困難と考えています。

まず1つ目です。生活保護行政においては、生活保護受給者のプライバシーに配慮することが重要となっておりますけれども、小規模の自治体においては、生活保護を受給されている方が少ないという場合がございます、本調査の結果を自治体レベルまたは福祉事務所レベルで表章した場合、その地域における生活保護受給者が特定されるという懸念がございます、秘密の保護が確保できないおそれが生じます。

さらに、生活保護においては、従来より相談者からの申請を妨げないようにすることが重要となっておりますけれども、自治体レベルで調査結果を公表することによって、生活保護の申請にためらいを感じるといった懸念も少なからずあります。この点は生活保護行政において従来より重要視されてきている点でございます。

また、人員、予算、正確な業務遂行といった面からも難しい状況があります。人員につきましては、現在、被保護者調査の結果票において表章している自治体数が115ですけれども、御要望の福祉事務所レベルで表章しますと約10倍以上の1,250程度になります。このため、1票当たりの集計量について少なくとも約10倍ふえることとなります。集計業務は外部委託しておりますけれども、結果の公表に当たっては、委託業者が集計し納入した結果票やデータに誤りがないか、保護課においてもチェックを行う必要があります。

業務フローについて少し御説明しますと、例えばことしの票と去年の票の伸びに不自然なところがないか、それから、各合計が合っているかなどにつきまして、1票ずつ結果の検証を行っております。ですので、仮に現在自治体別に表章している約80の票を御要望どおりに集計した場合、1票当たりのチェック作業に要する時間が3～4時間程度増加するとしても合計300時間程度必要になり、これは1人2カ月分の作業量に相当します。

現状、チェック後集計した票が間違っていることがあるのですが、その都度委託業者に戻して再度チェックを行っておりますので、実際にはこれ以上の時間を要することになります。現在、調査に携わる保護課の担当職員は3名ですけれども、これらの職員の残業時間は昨年度約2,000時間になっておりまして、1人1年分の労働時間に相当します。業務の効率化を進めているのですが、それで対応できるようなレベルでない状況が現実であります。

また、集計業務以外にもデータにかかわる内部や外部からの照会への対応や、被保護者調査のほかにも生活保護関係の調査を3本所管しておりますので、それらの調査にかかわ

る業務なども行っておりまして、これ以上の業務量の増加は他の業務に支障が生じるおそれもあります。

そもそも生活保護制度については、御案内のとおり課題も多く、例えば生活保護受給者の就労の支援や住まいの支援、あるいは健康管理支援などが現在求められております。昨年、生活保護法の改正を行ったばかりで、今年度も来年4月の施行もの、それから、再来年1月の施行もの等を控え多忙な状況にありまして、その関係人員などで増員要求を毎年しておりまして、定員も増えておりますけれども、統計業務の人員の増員までとても認められる状況にありません。

厚労省は特に業務量が多いことが指摘されておりまして、業務効率化を進めるものの、政府全体の定員管理の中で既存業務の増加に応じた定員増は認められにくい状況にあります。

次に、予算ですけれども、集計業務を業者に委託しているわけですが、これが現状約1400万円ぐらいです。御要望に対応するとすると、粗い試算ではありますけれども、2200万円ぐらい必要となる見込みで、1.5倍以上の増額が必要となりますが、それも容易でもありません。

最後に、業務遂行という意味でも、国が実施する統計調査については第一報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査を60日以内、年次集計調査は1年以内に公表することを求められており、決められたスケジュールの中で統計データの正確性を確保した業務遂行を行う必要があります。厳しい状況になっています。

ということで、御要望のデータをe-Statで公表ということは困難と考えておりますけれども、一方、統計法に基づいて統計調査の調査票情報、つまり生データにつきましては、提供条件に合致すれば一定の手続を経た上で利用することが可能になっておりますので、御申請していただければ、その承認手続を可能な範囲で速やかに行えると考えております。

なお、御要望のうち、都道府県福祉事務所管轄の町村別のケースについては、そもそも把握していない状況であります。

以上であります。

○庄司氏（モデレーター） ありがとうございます。

それでは、公開要望と厚生労働省からの回答を踏まえてディスカッションをお願いしたいと思います。有識者の方も含めまして御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

村上委員、どうぞ。

○村上氏 村上です。どうもありがとうございます。

2点教えてください。

1つ目が、今、公開できない理由をプライバシーと手間の2つとおっしゃいましたけれ

ども、プライバシーに関しては過去厚労省は福祉事務所単位で公開している例がある。今も都道府県によっては市町村別で公開している。これはプライバシー違反になるのかということが1つ。

2つ目が、手間が10倍かかると。ただ、これは1票ずつのチェックはしていないとなると、今の統計データの信頼性は低いのかと。あと、予算が800万ふえる。800万ぐらいふやせばいいのではないか。

以上です。

○庄司氏（モデレーター） いかがでしょうか。厚生労働省、お願いいたします。

○梶野課長 プライバシーの件ですけれども、2点ありまして、2005年と2006年に福祉事務所で公開しているからというお話で、これはe-Statを通じて公開したわけではなくて、当時、各福祉事務所に特段実施いただきたい政策目的がありまして、そのために福祉事務所長を集めた会議で提供したということです。

その後、今公表しておりますのが政令市と中核市の規模の大きい市町村です。小規模の自治体ですと数人単位ということもありまして、例えば50世帯以下の福祉事務所は53ぐらいですし、母子世帯になりますと、母子世帯が10人以下の世帯というと477事務所で、3分の1ぐらいになります。その地域において特定され得るといえるか、申請にためらいが生じるという懸念があるということで、小規模な自治体においてそういう懸念があるということでもあります。

○村上氏 都道府県が市町村単位で公開している例は。

○庄司氏（モデレーター） 既に都道府県が小規模市町村のデータをまとめて公開していますけれども、それはプライバシーを侵害しているということにならないのかということですよ。

○梶野課長 各都道府県、各自治体の御判断でやられている場合にはいいと考えられます。各自治体でこれは大丈夫だとか、それぞれの御判断があると考えています。

○庄司氏（モデレーター） 判断はいろいろあるということによろしいですか。

○梶野課長 はい。

それから2点目で、一票一票のチェックは現在でも行っています。業者から票が出てくるのですけれども、1年間の単位で結構ぎりぎりに出てくるのですが、これが、先ほど申し上げたような総計が合っているかとか、前年度と比べて異常に離れていないかというの

は、責任者として最終チェックをうちでせざるを得ないということで、この業務を最後にしています。

○庄司氏（モデレーター） その予算は、村上委員からはそれぐらいふやせばいいのではというような御発言だったと思います。

○村上氏 先ほど、チェックに余分な手間がかかるからできないという回答だったので、チェックしていますということは、市町村単位で公開するときにはさらにどんなチェックが必要なのがわからない。

○梶野課長 市町村単位というか国でチェックをしています。現状は、市町村単位ではシステム上、市町村が集計したデータを国のシステムにボタンを押せば自動的に出力するのですけれども、これでエラーが出ると市町村はチェックをしています。それ以外は基本的には正しい状態になったデータを業者が集計して調査結果をまとめているということです。

○村上氏 市町村単位で公表するというのと調査票のチェックのことがよくわからないのですけれども、庄司さん、わかりましたか。

○庄司氏（モデレーター） ちょっとよくわからないのですけれども。お願いいたします。

○猪狩課長補佐 先ほど課長からも御説明いたしましたけれども、現在、表章単位として、都道府県、指定都市、中核市が115あるということです。そうすると、通常、統計表というのは表頭、表側がありまして、表側側が115であるというのが今の表になります。

御要望は福祉事務所単位ということですので、そうなりますと、表側の115が1,250になる。ということは、コマの数が物すごくそれでふえるということになります。その統計表について、いわゆる縦計、横計の話ですけれども、そういったものが実際に合っているかどうかを確認します。集計業者さんはプログラム等をつくって集計するのですが、例えば単純なプログラムミスといったことがよくある話ですので、そういったところをある程度我々も表計算ソフトなりを使って、最終的には目視でこれが合っているかどうか、我々が責任を持って公表するということになりますので、その確認を要する分量が必然的にふえてくるということを申し上げているということでございます。

○庄司氏（モデレーター） では、川島さんについてから、最後に林先生にいこうと思います。お願いいたします。

○川島氏 いろいろ御説明ありがとうございます。

コストの議論と、どこまで出せるかあるいはどこからがプライバシーに関わるかという議論は分けて議論する必要があります。

まず、どこまで出せるかを議論し、コストの制約があるとすれば、その後で議論すべきです。最初に、どこからがプライバシーに関わるかという件について、小規模自治体で受給者が少ないとプライバシーにかかわるということであれば、その受給者のデータは特定し非識別化できるはずですが、小規模な自治体が幾つあって、そこに存在する受給者が一桁なのか5人なのかという点はプライバシー配慮の議論としてしっかりと正確に把握して線引きが可能ですので、それ以外は出せるという見解でよろしいですね。

○梶野課長 線引きも難しいのです。生活保護受給者の場合は経済状況の影響も非常に受けますので、毎年毎年人数が変わるわけですが、非常に少ない場合もありますし多い場合もあります。それから、地域での特性もあります。ですので、なかなか線引きは難しいですし、時期によって表に出ている自治体と表に出ていない自治体があるとか、むしろ表に出ている自治体が、ラベリングではないですけども、そういうシグナルとなりますので、自治体の判断はそれぞれあると思いますし、プライバシーに配慮することが求められているということでもあります。

○川島氏 (生活保護受給者情報の公開が自治体に風評被害をもたらすという意味での) ラベリングの議論とプライバシーの議論も別だと思えます。自治体ごとの申請件数、受給者が自治体イメージに影響を与えるといった理由で、自治体が申請を手控えるよう働きかける風潮があるとすればそれ自体がおかしいので、それは厚生労働省の本来業務として徹底的に排除すべきです。

プライバシーの問題については、議論を尽くせば、地域特性も含めてどこまで公開できるのかという境界線の設定は可能だと思いますので、よろしくお願いします。それは可能だと思います。それを曖昧にして、曖昧だからゆえに1,700の自治体のデータを全部出せないという議論にはなりません。データ公開によるリスクがあるとされるべき自治体というのは数十か幾つかだと思いますので、それを特定していただきたいと思うのです。その議論を尽くすということがまず重要だと思います。この点はお願いいたします。

もう一点、コストの問題については、工夫をすれば解決可能です。今まで私はどう処理してきたかというと、個人情報を含むデータをお持ちの自治体の現場に行って守秘義務契約を結んで、オンサイトでの監視のもとで全て個人情報をクレンジングするという作業を何千件もやってきました。利用者が必要なコストを負担する仕組みを作れば、御省には一切コストはかかりません。市民団体でもこういった作業に協力していただけたところがありますので、相手方の信用力をしっかりと見きわめて、コストをかけずに情報を加工し、公開するということは、今、自治体レベルでは起こっていますので、御省においてもしっかりと工夫していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○庄司氏（モデレーター） では、林先生からお願いいたします。

○林氏 どうもありがとうございました。

プライバシーのところですが、要するに、保護世帯数が少ないところという意味でおっしゃっているのですよね。基本的に保護世帯数がいくら少なくても、自治体規模が十分大きければ問題はないと思います。例えば生活保護世帯が一世帯であっても、自治体の人口が1万人いれば特定は難しくなりますよね。

データに関しては基本的に市部の福祉事務所データであれば事足ります。市町村合併で大体の自治体は人口規模が大きくなっていますから、少なくとも市レベルでは、私の感覚ではプライバシーということは余り心配する必要はないと思います。もちろん保護者数が少なくなる場合でも、例えば10万人のうちの何人ですから、市の人口規模が大きくなればなるほどプライバシーは特定しにくくなるはずです。これが1つです。

2つ目は集計の話です。市部だけで構いませんので、福祉事務所単位のデータをいただければ自分で集計は可能です。大半の市は福祉事務所が1つしかないので、複数あるところ、多いところでも多分5～6個ですよね。政令指定都市はもっとあるかもしれませんが、それでも。

過去、そちらの局ではありませんが、福祉行政報告例における福祉事務所単位のデータの二次的利用申請をしたことがあります。実際に利用許可も頂いたのですが、そのときに、市町村単位にまとめてほかの研究者が使えるように公表したいと申し上げました。しかし、それはやるなと言われました。そのときのE-mailでのやりとりは残っているのですが、どうい理由かという、「1つの市には1つの福祉事務所しかないところが大半で、福祉事務所にかかる調査票は個票に当たるので、統計法上は出せません、出してはいけないことになっています」と説明を受けました。

それではおかしいと思って、「では、中核市でも福祉事務所は1つしかないところがいっぱいあるにもかかわらず、中核市単位のデータを公表されているのではないか」、加えて、さきほど県勢要覧の説明で申し上げたように「都道府県は市町村単位でデータを全て公開しているし、そのような自治体の大半には1つの福祉事務所しかない。都道府県は統計法を違反しているのか」ということメールで伺いました。その二、三日後に返ってきて、「結局は厚生労働省の裁量で出す出さないを決めています」と言われた経緯があります。

今回のようにプライバシーという話をさせていただくと、数字の捉え方の問題はあるけれども、一定のポリシーはあるかなと思います。しかし、このような過去の経緯を踏まえると、援護局さんとは違う部署からの回答ということもあるのですが、厚労省さんの対応には不信感を持っています。本来のところはどうなのでしょう。福祉事務所単位のデータであっても統計法上の個票ですから、法律によって出してはいけないということは理解できます。ただし、先ほど私が紹介したように、現在でも福祉事務所単位のデータが厚生労

働省のウェブページで公開されています。私、正確なところは自分でも調べていませんが、統計法によって福祉事務所単位のデータが出せないのか、もしそうならば、それは統計法の不備だと思うのです。反対に統計法は福祉事務所単位のデータが出すことを禁じていないのならば、クリアなルールを使っていただいて、市単位のデータで構いませんから公表していただければと思います。また既に都道府県では市町村単位のデータを公開しているところが多いのですから、本来なら厚生労働省さんがやっていただくのが良いのですが、それが無理ならば都道府県に声をかけて、都道府県がその県勢要覧に掲載する生活保護統計のとり方を統一していただいて、都道府県が集めたデータをコンパイルしてどこか一つのところで提供していただいても全く構わないのです。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございます。

厚生労働省様、1分ぐらいで何かあればお願いします。

○梶野課長　いろいろ御意見をいただきました。ただ、1点だけ、申請をためらうというのは、当行政としてはいろいろ御意見をいただいているということは申し上げたいです。一律にというのは、なかなか議論があるということになります。

いずれにしても、御意見を踏まえて、公益性が求められれば、統計法の承認申請で対応ができますので、それを一言申し添えたいと思います。

○林氏　今やっています。

○庄司様（モデレーター）　御意見を踏まえてあれば。

○梶野課長　プライバシーの問題がなかなか難しいです。御意見を踏まえてもプライバシーの問題はありますし、あと、今、4人分の職員というか、2,000時間の残業、そして職員三、四十人が残業している状況ですので、今すぐというのはなかなか難しいということです。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございます。

林先生からは今すぐにとという御要望もありますけれども、そこにとどまらない中長期的な課題もお話しされていたと思います。これはまた厚生労働省さんだけではなく、恐らくプライバシーの問題についてはほかのいろいろなデータについても似たような問題はあると思いますので、そこをどう考えていくのかということころはもっと広く議論していく必要があると思います。

それから、どうも都道府県とか自治体に分散していく中で、ルールとか判断の揺れ、裁量みたいなどころも何かちょっとすっきりしないものがあるなということも少しあったか

と思います。

あと、話題にはなりませんでしたが、このラウンドテーブルで何回か出てきている、外部の組織がデータを売っていて、そこから入手するのが大変だったという問題もあったと思います。この点も引き続き、IT室さんを中心にフォローをお願いできればと思います。

どうもありがとうございました。

時間の関係もございまして、これにて一旦ディスカッションを終えたいと思います。活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、2つ目の公開要望であります公的介護保険制度データについて、東京経済大学の小暮先生より資料3の御説明をお願いいたします。

○小暮氏 皆さん、こんにちは。東京経済大学の小暮と申します。

きょうは、「公的介護保険関連データの公開（オープンデータ化）の拡大の要望」というようなタイトルでお話しさせていただきたいと思います。

最初に、皆さんお若いので、余り介護保険というものがぴんとこないと思うかも知れませんので、ちょっとだけ介護保険についてまとめさせていただきます。

介護保険というのは、要介護状態になったときに介護サービスの給付を受けられるような社会保険です。これは2000年4月に開始されて、現在の給付認定者総数は、65歳以上の第1号被保険者ですけれども、640万人であります。給付認定者というのは要介護度に応じて、要支援1、要支援2、要介護1～5までの7状態に区分されております。

要介護ごとの給付認定者の人数は公開されています。今回、要介護の各状態から別の状態に推移する人数について公開を要望しております。

この絵をごらんいただきたいのですが、これはさっき言った要介護状態です。一番左側に「非要介護（健康）」と書いてありますけれども、要介護状態になっていないところからスタートして、すぐに死んでしまえば、これはいわゆるピンピンコロリモデルというもので、ハッピーなのかもしれませんけれども、多くは、ほとんどはと言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、要介護状態に入って、それでぐるぐる回ってから最後に死ぬ。これはネンネンコロリモデルとよく言われますね。

ネンネンコロリモデルというものを少し頭の中に入れていただいて今回の要望を聞いていただきたいのですが、要するに、非要介護の状態から最終的にはもちろん誰でも死亡に至るのですが、その間をどういうふうに推移しているかというところをデータから把握したいということです。

ちょっとデータを分けますと、簡単に言うと、「入り口」「中」「出口」と書いてありますけれども、入り口とはどういうことかという、非要介護の状態から要介護状態に入ることです。後でお話ししますが、このデータはありません。それから、出口のデータです。要介護状態から死亡に至る、ここもありません。中をぐるぐる回る、推移

するのは一定あるというようなものが現在の状況です。

今回の要望の背景について少しお話ししたいと思います。今は「長寿化」とよく言われていますよね。長寿化というのはそれ自体とてもいいことなのですが、それに伴うコストはすごく多くて、いわゆる介護リスク、あるいは医療、健康リスクというものがあるわけです。

要介護状態に陥るということで、年金生活者はさらに困ることになります。ところが、実は、要介護状態ということといわゆる長寿リスクというのは逆相関にあるということが昔から知られていて、すごく簡単に言うと、要介護状態になられた方は比較的早く亡くなるということです。であれば、要介護状態になった人により多くの年金を割増で給付するということが考えられるのではないかと思います。これは実際に、アメリカでもそうかもしれませんけれども、特にイギリスで有名で、弱者年金という形で導入されています。実際に、これは政府のほうでも、金融庁の「高齢者社会と金融サービス」作業部会というところで、こういうことが考えられますよみたいな議論があるということをネットで見たところであります。

あと、なぜ今回こういう要望をしたのかというと、私は昔から長寿リスクに興味を持ってやっていて、最近この介護リスクというものに少し興味を持って研究しているのですが、実際にやろうとすると、やはり死亡のデータなどがなくて結構大変だった。私自身は統計屋なので、そこを何とかして死亡率の推定ということ論文で書きましたけれども、もしもデータがもう少しきちんとそろってれば、もっときめ細やかな、違う言い方をすると、単に今の状態を把握するのではなくて、将来を知りたいわけです。将来どうやって推移していくかということを知りたいのですけれども、それを見るためにはやはりもうちょっときちんとしたデータがあるといいなと思いついたということが今回の要望の背景にあります。

こういうことは、例えばイタリアのLevantesi, and Menziettiという研究があったり、あと、先ほど言った年金と介護保険を一体化するというのは、日大の田中先生が何年前にそういう論文を発表されていて、こういうことができれば、ちょっと大げさですけども、今、人生100年時代などと言われていますが、今より安心できるような介護年金体制、これがそのままというわけではないですけども、それに少しは役立つような研究成果が期待できるのではないかなと思っております。

それで、これはちょっとしつこいですが、期待される成果ということで、いわゆる年齢、時間だけではなくて、健康状態によるダイナミックな、ダイナミックなというのは時間的に変動していくという意味ですが、将来生命表が作成できるでしょうと。

それから、これは副次的なのですが、状態変化に応じた平均余命の予測もできるし、それから、先ほど言ったことですが、要介護状態に応じて年金額を変動させるような新たな公的年金システムというものにもつながるのではないかなと思っております。

現在利用可能なデータとの関係を少し申し上げますと、私自身この研究をしているのは最

近なので、ひょっとしたら私の見落とし、単なるエラーなどがあると思いますけれども、以下のように思っております。

入りのデータ、つまり、非要介護状態から介護状態に推移する数というのは利用できないと思います。あと、要介護別、各要介護度から死亡に至る、あるいは非要介護から死亡に至るといふ出口のデータも利用できないと思っています。

中のデータ、つまり、要介護度別人口、あるいは中でぐるぐる回ったときに推移する、遷移数と書いてありますけれども、これは一定というかかなりの程度利用可能であると思いますけれども、先ほど言ったように、例えば遷移数は性・年齢の合算データであったりするということがあって、もう少し細かいデータがあればもう少しいろいろなことができるかなと思っています。

実は入り口、出口というのは介護保険だけのところではないですよ。だから、今回の要望のちょっとした範囲外になるかもしれませんが、中のデータについては、この辺も私はそれほどよくわからないですけれども、介護DBというものが今度スタートするのですか。そうすると、自分で作成できるかもしれないですけれども、介護DBは申請手続きがとても大変で、本当にこの分野の専門家が研究目的を非常にスペシファイした形でないと許可されないような気がしています。やっていないのにこんなことを言っているのも失礼ですけれども。あと、データがとても膨大です。すごく計算環境が整っているような研究室だったら、学生さんに頼んでできるかもしれないけれども、私みたいにたった一人で計算サーバーもないような環境でやっている人間にとっては、とても取り扱えないです。

そういう意味で、介護DBの利用というのは、本当にこの分野の研究者や専門家以外にはちょっと敷居が高いと思っています。ただし、介護保険はとても大事で、我々はみんなお世話になるわけですよ。だったら、普通の人々がすぐにアクセスできて分析できるような、もちろん個票ではなくて集計データで構いませんので、そういうものを公開していただきたいということが今回の要望です。

最後に、ちょっと申しわけないですけれども、介護保険制度はすばらしい制度です。ドイツとか、オランダでしたか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、世界でもあまりないすばらしい制度で、しかも、もっとすばらしいのはデータがとれるということなのです。だから、この介護保険データをうまく利用すると、人生100年時代というのは、やはり多くの方が介護状態に陥った中で自分らしく生きていくということでしょうから、まさに人生100年時代への羅針盤になると思います。

そのためには、さっき言ったように、入り口、出口というのは介護保険だけではなくて違うところとの連携も必要だし、やはり誰でもアクセスできるオープンデータというのが望ましいと思っています。

どうしてかという、データというかその分野の専門家だけがアクセスできて、その分野の専門的な研究をするだけではなくて、介護保険データといういわば国民誰にとっても重要なことについて、素人みたいな人間がすぐにデータを利用して分析できるというこ

とがすばらしいことなのではないかなと思っています。

最後に、今回こういう形でオープンデータ官民ラウンドテーブルに呼んでいただき大変感謝しております。政府のデータについてはいろいろあると思うのですがけれども、私は一番信頼できるデータは国のデータだと思っています。やはりそのデータの作成プロセスを含めて非常に信頼できると思っています。

そういう意味では、機械学習の世界でよく教師データという言葉を使いますがけれども、まさに教師データの役割を果たすのが政府のオープンデータだと思っていますので、例えば今回のような要望についても積極的に応えていただければなと思っています。

以上です。

○庄司氏（モデレーター） ありがとうございます。

それでは、厚生労働省様、5分程度でお願いいたします。

○北原室長 厚生労働省老健局老人保健課の北原でございます。

先生におかれましては、日ごろより厚生労働行政に関する推進にお力添えを賜りまして、ありがとうございます。また、介護保険に携わる身として大変うれしいお言葉をいただきました。ありがとうございます。

先生から御指摘いただきましたオープンデータに関しまして、介護保険に関するデータをどこまでオープンデータとしていくか、何をオープンデータとするかといったところに関してはまた今後検討の余地があるということはこちらでも認識しております。

他方で、本日、先生から御要望いただきました内容に関しましては、御指摘いただきましたように既に現行の制度の中でも一部提供が可能となっております。

この介護保険総合データベースにつきまして、少し制度を御紹介させていただければと思いますので、資料4をごらんいただけますでしょうか。

介護保険総合データベース、介護DBと呼んでおりますが、こちらの概要について、まず1枚目のスライドでございます。

介護保険給付明細書等の電子化情報を収集し、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納しているものでございまして、平成25年度より運用が開始されました。この収集の目的といたしましては、介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するというを目的としてございます。保有主体は厚生労働大臣となっております。

2ページ目でございます。格納されているデータにつきましては、大きく2種類ございます。1つが、スライドの2枚目でございます要介護認定情報。こちらが格納件数としては現在までに約5,000万件集まってきたところでございます。もう一つのデータが、3枚目のスライドでございます介護レセプト等情報となっております。こちらは約8.6億件が集まってきたところでございます。

これらの情報に関して第三者提供を行っているということで、その概要を示しておりますのがスライドの4枚目からとなっております。

具体的には、この第三者提供に関しましては、5枚目でございますような有識者会議を立ち上げておまして、こちらは少し古い資料でございますけれども、現在までに第5回会議を開催いたしまして、あすも開催予定となっております。この中で、介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインを発出、また、データ提供の申し出の受付を開始いたしまして、現在までに10件提供を決定してまいりました。

スライドの6枚目がこの審査の流れとなっております。まず、事前に相談をいただきまして、分析実施可能性の検討・個人の識別可能性の審査といったことを相談させていただきます。その後、申請が受理されますと、有識者による提供前審査ということで、会議体において申し出・審査の範囲について検討いたします。承諾されれば、それぞれ内容によって少しルートは異なりますが、提供させていただきました上で、最終的にデータが公表される前には再度公表前審査といった形で審査をさせていただき、公表に至ることになります。他方で、会議体のほうで審査継続・不承諾となった場合には、再度研究デザイン等の見直しをしていただくこととなります。

実は、7枚目のスライドが先生から御提示いただいたスライドの補足になるのでございますけれども、先生のスライドの8枚目の中で、公開を希望されているのは集計データであって個票データではないといった御指摘をいただいたと思います。

現在、第三者提供において提供するデータの種類には大きく3つございます。1つ目は、先生が御指摘をくださった個票データになりますけれども、特別抽出という中で該当する個票を抽出して提供するといったものでございます。実は、そのほかにサンプリングデータセット、集計表情報といった2種類のセットがございます。特徴といたしましては、特別抽出で求められるセキュリティー水準と比較して、ある程度具備しやすいセキュリティー水準での利用が可能ということで、この分野に特化した方でなくとも比較的アクセスしやすい情報を集計情報と集計表という形で提供させていただくことが可能となっております。

ですので、実は先生から御指摘をいただきました箇所につきましては、このような形でもう既に提供が可能な枠組みがございますので、ぜひこちらについて活用いただければありがたいと考えております。

厚労省からは以上です。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございました。

若干時間がなくなってきましたのでございますけれども、小暮先生、有識者の皆様から御質問、コメント等をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、小池さんのほうからどうぞ。

○小池氏 先ほど、最後のページで出されたサンプリングと集計表ですが、こちらは、特定の研究者向けのみをターゲットにしていますか。こういうもので一般的に処理して公開ができれば、これをオープンデータにして適宜出していく候補と考えます。データ公開の要求があるものは積極的にオープンデータを出すことによって、より効果的に広く出せる可能性があると思うのですが、やはり特定の研究の人たちが使うということを想定した範囲のみ、データ公開を検討されるのでしょうか。もしそうでしたら、なぜ一般公開できないのかも含めて教えていただきたいです。

○庄司氏（モデレーター） いかがでしょうか。

○北原室長 御質問ありがとうございます。

先ほどの厚労省からの説明スライドの1枚目に収集の目的を示させていただいたところですが、このデータを収集している目的は、市町村が作成いたしました介護保険事業計画等の支援をするということと、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するというを目的としております。ですので、現在、提供対象は自治体と研究者の先生方とアカデミアになってございます。ただ、研究者の領域に関しては、こちらで特定の区切りをしているものではございません。

オープンデータに関しましては、先ほども述べましたように、今後どの範囲までどのような形でということに関しては議論があるものと考えておりますが、現時点では、こういった個人が特定され得るデータも含んでおりますので、第三者提供の会議を立ち上げまして、特に研究といったものに関しては独創性もございまして、この中で一つ一つのものに対して個別に今、丁寧に審査を行わせていただいているという状況がございます。

○庄司氏（モデレーター） それでは、川島さん、お願いします。

○川島氏 今の小池さんの議論で、先ほど7ページで3類型あるということで、今、御承知のとおり、オープンデータについては議論の余地があるということだったのですが、この有識者会議で明日また議論があるとおっしゃいましたけれども、ここに1列足していただかないと。これは医療情報の常識の前提で書いていますよね。要するに、レセプトデータは特定の者と研究目的に限って出すという医療情報の前提がありますけれども、我々がここで言っているのは、公共データについては税でつくっているもので、まずオープンありきということがあるので、そのオープン領域をどうするかということはこの有識者会議でも議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○庄司氏（モデレーター） では、村上さんについて、橋本先生にいきたいと思います。

○村上氏 御説明ありがとうございます。

2点、1つは小暮先生にお聞きしたいのですけれども、集計単位は、これは全国でいいのか、都道府県単位ぐらいが必要なのか。

○小暮氏 全国で考えています。

○村上氏 全国でいいのですね。ありがとうございます。

もう一つ、小暮先生からの要望に対して、厚労省さんの回答になかったのが、入り口と中での移動と、出口の推移のデータというのはあるのかどうか。中での移動については、今、要介護状態、区分別に見た年間継続受給者数の変化というのが全国ベースであるので、これの入り口と出口があればいいのかなとは思うのですけれども、そういうデータはお持ちかどうか。

○田邊地域情報分析支援専門官 入り口に関しましては、恐らく新規の要介護認定の方の数ということだと思いますので、要介護認定の情報からこちらのほうは提供可能かと思えます。

ただ、出口に関しましては、死亡情報ですので、要介護認定の場合は資格喪失というところである程度わかるかとは思いますが、転居の場合も資格喪失になりますので、高齢者の方で要介護認定されている方なので余りそういう例はないと思うのですけれども、データベース上からは区別できないということが死亡情報に関してはあります。

○村上氏 新たな自治体で要介護認定を受けたという紐づけができないということですね。それは新規になってしまうのですね。

○田邊地域情報分析支援専門官 そうなのです。

○村上氏 わかりました。ありがとうございます。

○庄司氏（モデレーター） ありがとうございます。

では、橋本先生、お願いいたします。

○橋本氏 まず今の話からいくと、私や早稲田の野口晴子さんなどもやっていますが、介護給付実態と人口動態の死亡表とのリンクをやってみると、死亡事由となっているもののうち、人口動態とくっつくものが9割ぐらいで、1割は死亡日と異動事由日が合わない。中身を見てみると、最大6年ぐらい違っていたりする人がいるのです。

違っているものを見ると、大体がある特定の日にごーっと処理されているものなどを含

んでいて、本当は住民基本台帳上、死亡届が出されたら全部反映されなければいけないはずなのですが、それができていないのが1割ぐらいあるというのは確認しています。ただ、9割くっつけばほぼ全部なので、そんなに問題はないだろうと思います。

今回小暮先生が出された申請の内容に関して見てみると、かなりの移動確率、推移確率を計算しなければいけないというもので、これをオープンデータとして出すという、ものすごい数のテーブルを出さなければいけなくなるので、なかなかこれは難しいかなというのが1点。

もう一つ、同じ要介護でも疾病を幾つ抱えているかが一番死亡率に影響するので、介護と医療とをくっつけたものでやるのが本当が一番いいです。むしろ、一番死亡確率の推計上強いのは、疾病の数で決まっています。

そういった点で、実は今回議論に上がらなければいけないのが、医療DBと介護DBと、もう一つ、既に統計法上では使っている介護給付実態との使い分けだと思います。

介護給付実態は統計法上、レセプトデータとくっつけられない格好になっているのだけれども、介護DBは有識者会議の方での議論となっていて介護保険法の一部改正で、NDBも高確法の一部改正という形でやっているように、要は、統計法の外でいじっている統計だということですね。

だから、この統計法の外でいじっている統計と、統計法の内部でいじっている統計とで、どこまでオープン化させる手続を均一化させるかという議論をむしろちゃんとやってもらわないと難しいのかなという気がします。このあたりは、今後どういうふうに介護DBを展開していく予定の議論があるのか、話せる範囲で話していただけるとありがたい。

○庄司氏（モデレーター） 厚生労働省さん、手短にお願いいたします。済みません。

○田邊地域情報分析支援専門官 先生、ありがとうございます。

NDBとの連結に関しましては、来年2020年度の10月から法律の施行で可能になりますので、それ以降は連結したデータの第三者提供というものが法律上可能になりますので、実行していく方向で今、準備を進めております。

連結したデータのオープンデータという部分に関しましても、連結の有識者会議の先生方のほうから今後は検討すべしという御意見をいただいておりますので、いずれはそういう方向になるのではないかと。今、話せる範囲ではそういう感じです。

○庄司氏（モデレーター） ありがとうございます。

最後に、小暮先生から一言手短にお願いいたします。済みません。

○小暮氏 どうもありがとうございました。

積極的に対応していけるといふふうを受け取りました。どうぞ今後ともよろしくお願

いたします。

以上です。

○庄司氏（モデレーター） ありがとうございます。

まだ御意見等あると思うのですがけれども、時間の関係もございまして、これにてディスカッションを終えたいと思います。

以上で本日のラウンドテーブルを終了とさせていただきます。

私から手短かに、本日のディスカッションを踏まえた総括・講評をさせていただきたいと思っております。

最初の生活保護の御議論、2つ目の介護の御議論も、制度を超えて、制度の外も含めて実態がどうなっているのかということ把握していきたいニーズがあるということが見えてきたと思います。そこは厚生労働省さんの1つの御担当に伺うだけではなくて、恐らくもっといろいろな方に御参加いただきながら、本当にその実態を踏まえて議論していけるようにデータの整備を考えていかなければいけないのだらうと思います。

ただ、こうしたニーズは、あるべき姿、こういった制度があるのではないかといった出口を見据えた御議論ですので、ぜひ重く受けとめていただきたいと思います。個票を出せと言っているのではなく、集計表の形でいいですので、よりいろいろなデータが、専門家、限られた研究者だけではなく、自治体の方や企業の方々も含めたいろいろな方々が使えるように広げていく議論を今後お願いできればと思います。

きょうは非常に中長期的な課題も含めて議論が出てきたと思いますので、引き続きこういった議論を各省で深めていっていただければ幸いです。

最後に、閉会に当たりまして、内閣官房行政改革推進本部事務局の高角参事官より一言いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○高角参事官 行政改革推進本部事務局の高角でございます。本日はありがとうございます。

政府におけるEBPM、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングにつきましては、その推進役ということで、私ども各省と協力して取組を進めさせていただいております。

EBPMと申しますと、政策の精度を高めるということを目的として、政策のよって立つ論理を明確にし、データ等の根拠を可能な限り求めていくといった取組と認識しているところでございます。

本日のテーマでございます統計等データにつきましては、EBPMの基盤と申してよいかと思っております。それとともに、国民の合理的な意思決定の基盤でございます。各省の政策立案総括審議官によって構成されておりますEBPM推進委員会においても、提供の要望に対して速やかに適切な対応していくためのルールを策定するなど、データの利活用促進に取り組んでいるところでございます。

今回、このようなラウンドテーブルといった形で場を設けていただきまして、御要望について直接議論いただいたことは大変有意義なことと考えております。提案者の林先生、小暮先生、それから、モデレーターの庄司先生をはじめまして、出席者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

オープンデータの観点は、EBPMにつきましても大変重要なものと認識しております。本日伺わせていただいた範囲でもなかなか難しい課題もあろうかと思っておりますけれども、少しずつでも前進していければよいのではないかと考えております。

今後とも、EBPMの推進ということも含めて、引き続き御支援のほど、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございました。

その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いいたします。

○田邊参事官　皆様、きょうはありがとうございました。

データの御要望をいただいた林先生、小暮先生、ありがとうございます。また、ワーキングの有識者の皆様方もありがとうございました。また、御回答いただきました厚生労働省の皆様、それから、庄司先生、ありがとうございました。

本日のラウンドテーブルの内容、模様につきましては、今後開催予定のオープンデータワーキンググループで報告をしてまいるということにいたしております。また、中身についても引き続きIT室としてもフォローしていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○庄司氏（モデレーター）　ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会させていただきます。大変貴重な御議論をいただき、ありがとうございました。